

令和 8 年度高松市公共交通運行特別支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人件費の高騰などによる経営環境の悪化に加え、中東情勢の影響による原油価格の高騰が交通事業者の経営を圧迫する状況に鑑み、当該交通事業者に対しその経営基盤の強化に向けて支援を行うことにより市民等の移動手段を維持し、及び確保するため、予算の範囲内において、令和 8 年度高松市公共交通運行特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス運行事業者 市内（高速道路を除く。）において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 4 条の規定による許可を受け、法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 市内に営業所を設置し、高松交通圏を主たる営業区域とし、タクシー事業（法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者をいう。
- (3) 交通事業者 路線バス運行事業者及びタクシー事業者をいう。
- (4) コミュニティバス等運行事業者 路線バス運行事業者のうち、高松市生活交通路線維持費等補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 4 条第 3 号に規定する地域生活交通路線（以下「地域生活交通路線」という。）を運行する者（公共交通ネットワークバス運行事業に関する補助基準（平成 24 年 9 月 25 日施行）第 2 条に規定するネットワークバスを運行する者を除く。）をいう。
- (5) 個人タクシー事業者 タクシー事業者のうち、1 人 1 車制個人タクシーを営む者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 令和8年1月1日時点及び第5条の規定による支援金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）時点において、法第4条の規定による許可を受けて路線定期運行として次のア又はイのいずれかに該当する系統の運行を行っており、交付申請日以後も当該路線定期運行を継続し、かつ新たな運転手の雇用に取り組む意思のある路線バス運行事業者

ア 運行系統の起終点が、いずれも高松市内であるもの

イ 運行系統の起終点のいずれかが高松駅であり、かつ他の一方が県内であるもの

（2） 令和8年1月1日時点及び交付申請日時点においてタクシー事業を営んでおり、交付申請日以後もタクシー事業を継続して営む意思のあるタクシー事業者であって、個人タクシー事業者以外のタクシー事業者にあっては、新たな運転手の雇用に取り組む意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

（1） 過去にこの要綱による支援金の交付を受けた者

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

（3） 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援対象者の区分に応じ、当該各号に定める算定対象の数に、別表で定める単価を乗じて得た額とする。

（1） コミュニティバス等運行事業者 次のア及びイに掲げる運行事業者の区分に応じて定める路線（交付申請日時点で廃止又は廃止を予定している路線を除く。）

ア 地域住民が設立した組織によるコミュニティバス等運行事業の補助基準（令和4年1月26日施行）（以下「基準」という。）第2条第1項

第 2 号に規定する事業主体が、コミュニティバス等の運行を委託する事業者（以下「地域主体のコミュニティバス等運行事業者」という。）の運行する路線であって、令和 8 年度の運行に対し基準第 7 条に規定する補助金の額の内定を受けているもの

イ ア以外のコミュニティバス等運行事業者が、令和 8 年 1 月 1 日時点において、地域生活交通路線として運行する路線

(2) 前号以外の路線バス運行事業者 令和 8 年 1 月 1 日時点において、前条第 1 項第 1 号の規定に該当する系統（交付申請日時点で廃止又は廃止を予定している系統を除く。）

(3) タクシー事業者 令和 8 年 1 月 1 日時点において、市内の営業所に配置している事業用自動車並びに次のア及びイに掲げる事業用自動車（交付申請日時点で廃止又は廃止を予定している事業用自動車及び交付申請日時点で路線バス運行事業者として運行に使用又は使用する予定の事業用自動車を除く。）

ア 令和 8 年 1 月 1 日以降に行われたタクシー事業者と他のタクシー事業者との吸収合併（タクシー事業者が他のタクシー事業者とする合併であって、合併により消滅するタクシー事業者（以下このアにおいて「被合併タクシー事業者」という。）の権利及び義務の全部を合併後存続するタクシー事業者に承継させるものをいう。）により、被合併タクシー事業者から承継した事業用自動車（令和 8 年 1 月 1 日時点において、当該被合併タクシー事業者が市内の営業所に配置していた事業用自動車に限る。）

イ 令和 8 年 1 月 1 日以降に行われたタクシー事業者と他のタクシー事業者との間における事業用自動車の分割譲渡により、譲渡人であるタクシー事業者から譲渡された事業用自動車（令和 8 年 1 月 1 日時点において、譲渡人である当該タクシー事業者が市内の営業所に配置していた事業用自動車に限る。）

（交付の申請）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 8 年度高松市公共交通運行特別支援金交付申請書（様式第 1 号）に、次に

掲げる書類を添えて、令和 9 年 2 月 1 5 日までに市長に提出しなければならない。

(1) 支援対象者に該当する者であることが分かる書類の写し

(2) 令和 7 年 1 0 月から同年 1 2 月までの間の営業実績を確認することのできる書類の写し（タクシー事業者に限る。）。ただし、令和 7 年 1 1 月から同年 1 2 月までの間にタクシー事業を営むこととなった者については、当該期間の営業実績を確認することのできる書類の写し

(3) 支援金申請額算定に係る対象の数を確認することのできる書類の写し

(4) 令和 8 年 1 月 1 日時点及び交付申請日時点（地域主体のコミュニティバス等運行事業者にあつては交付申請日時点）において、事業を休止していないことを確認することのできる書類の写し（交付申請日前 1 ヶ月以内に発行された国の証明書については、当該証明書をもって同日現在において事業を休止していないことを確認することのできる書類とみなす。）

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、併せて支援金の額を確定し、令和 8 年度高松市公共交通運行特別支援金交付決定及び額の確定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で疑義等が生じた場合は、関係機関へ問い合わせることができる。また、指摘事項を申請者に通知し、その補正を求めることができる。

（支援金の請求）

第 7 条 前条第 1 項の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度高松市公共交通運行特別支援金請求書（様式第 3 号）を令和 9 年 2 月 2 6 日までに市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第 8 条 市長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、当該請求書

を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により、支援金の交付を受けたと認められる場合は、支援金の交付の決定を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は支援金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 交付決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

3 交付決定者は、市長から要求があるときは、支援金に関する調査等に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、支援金の支出の完了の日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者については、失効前の第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月24日から施行する。

別表（第４条関係）

支援対象者		算定対象及び単価
路線バス運行事業者	コミュニティバス等運行事業者	１路線当たり４５万円
	上記以外の路線バス運行事業者	１系統当たり４５万円
タクシー事業者	個人タクシー事業者	１台当たり５万円
	上記以外のタクシー事業者	１台当たり１０万円